

茨木市開発指導要綱一部改正 新旧対照表（平成26年4月1日施行）

現 行 分	改 正 分
<p>第1条～第34条 略</p> <p>（その他）</p> <p>第35条 この要綱に定めのない事項について市長が必要と認めたときは、その都度開発者と協議の上、定める。</p>	<p>第1条～第34条 略</p> <p>（自治会への加入促進）</p> <p>第35条 開発者は、地域コミュニティの重要性を踏まえ、入居者の自治会への加入促進に努めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第36条 この要綱に定めのない事項について市長が必要と認めたときは、その都度開発者と協議の上、定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に実施中又は協議中の開発行為等は、改正前の茨木市開発指導要綱の定めによる。</p>